

【 学校感染症における出席停止について 】

※下記の学校感染症に罹患した場合、通常の欠席などの連絡と同じように、保護者がスクリレにて連絡をお願いします。

(病名・発症日・医療機関名・指示された出席停止期間等を、
スクリレのコメント欄に入力する)

※医師と相談の上、お子さんの出席停止期間を厳守下さるようお願いいたします。

※出席停止期間の確認及び感染症拡大防止等のため、出席停止期間が終了してからの登校をお願いします。

【 学校感染症： 学校保健安全法施行規則第18条で定められている感染症 】

	病 名	出席停止期間
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺膨張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、 細菌性赤痢 コレラ 腸チフス 流行性角結膜炎 パラチフス 急性出血性結膜炎	症状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の 感染症	溶連菌感染症 手足口病 ウィルス性肝炎 ヘルパンギーナ 伝染性紅斑(りんご病) 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症	※医師の指示に従い、出席停止となる場合があるもの。